小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第１０９３号
東京都葛飾区青戸７―10―21―203
再生債務者　三品　隆保
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年４月17日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第４０号
茨城県常総市豊岡町乙1466番地１　レオパレスサンフラワー204号
再生債務者　神成　　誠
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年４月19日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（再イ）第１号
福井県敦賀市櫛林32号17番地の１　ひばりヶ丘町
再生債務者　池宮　秀彦
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年４月19日
福井地方裁判所敦賀支部再生係

小規模個人再生による免責決定

平成２４年（モ）第１０００５号
京都市下京区七条御所ノ内南町51番地２
再生債務者　髙見　理一
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成24年４月19日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１００２７号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町５－９―16、住民票上の住所神奈川県川崎市川崎区鋼管通３－２―５―503
再生債務者　中島　淳太
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月15日まで
4　一般異議申述期間　平成24年５月29日から平成24年６月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００２８号
東京都葛飾区立石２―27―14―105
再生債務者　木村　文明
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月16日まで
4　一般異議申述期間　平成24年５月30日から平成24年６月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第２１号
大阪府寝屋川市黒原新町11番19号
再生債務者　荒田　一郎
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月16日まで
4　一般異議申述期間　平成24年５月21日から平成24年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１０１３９号
東京都葛飾区奥戸６―13―15―504　ライオンズマンション小岩第３
再生債務者　林　　守
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月８日まで
平成24年４月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第３号
神戸市北区鹿の子台北町８丁目２番98号
再生債務者　小南　恵里
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月９日まで
平成24年４月18日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第１００００４号
茨城県日立市神峰町４丁目16番７号
再生債務者　米田　弘美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月10日まで
平成24年４月19日　水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（再ロ）第１号
愛知県西尾市富山町東郷15番地10
再生債務者　松田　淳一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月10日まで
平成24年４月19日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２３年（再ロ）第２７号
北海道恵庭市駒場町３丁目８番１号
再生債務者　鈴木　康彦
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月17日まで
平成24年４月19日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１９年（再ロ）第１２１号
大阪府枚方市牧野北町５番１―312号、開始時の住所枚方市上野２―９―39―403、認可時の住所京都市山科区大宅古海道町59―78
再生債務者　有馬　　聡
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年４月９日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年４月13日
大阪地方裁判所第６民事部

防衛省共済組合定款の一部変更について

防衛省共済組合定款（平成14年２月１日制定）の一部を次のように変更する。
平成 24 年３月 30 日
防衛省共済組合代表者
防衛大臣　田中　直紀

第30条第１項の表中「$\frac{37.00}{1000}$」を「$\frac{39.00}{1000}$」に、「$\frac{5.43}{1000}$」を「$\frac{6.14}{1000}$」に、「$\frac{33.40}{1000}$」を「$\frac{36.40}{1000}$」に、「$\frac{74.00}{1000}$」を「$\frac{78.00}{1000}$」に、「$\frac{10.86}{1000}$」を「$\frac{12.28}{1000}$」に改め、同条第３項の表中「$\frac{37.00}{1000}$」を「$\frac{39.00}{1000}$」に、「$\frac{5.43}{1000}$」を「$\frac{6.14}{1000}$」に改め、同条第４項中「$\frac{37.00}{1000}$」を「$\frac{39.00}{1000}$」に、「$\frac{0.61}{1000}$」を「$\frac{0.92}{1000}$」に改める。

別表（第３条関係）中

高知支部	高知県香南市　高知駐屯地業務隊内 阿南市　徳島駐屯地業務隊内	

を

高知支部 徳島支部	高知県 徳島県	

に、

目黒支部	東京都目黒区　航空自衛隊幹部学校内	

を

目黒支部 横田支部	東京都目黒区　航空自衛隊幹部学校内 東京都福生市　防空指揮群内	

に改め、同表所在地の項中「東京都府中市　防空指揮群内」を「東京都府中市　航空気象群内」に改める。

附　則

1　この変更は、平成24年４月１日から施行する。ただし、別表（第３条関係）の変更規定は、同年３月26日から適用する。
2　変更後の第30条第１項、第３項及び第４項の規定は、平成24年４月以後の月分の掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。